

海津市文書管理システム構築業務プロポーザルの実施に係る公告

海津市文書管理システム構築業務について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年6月15日

海津市長 松 永 清 彦



1 業務の概要

(1) 業務名称

海津市文書管理システム構築業務

(2) 業務内容

海津市文書管理システム構築等

※詳細について、海津市文書管理システム構築業務仕様書による。

(3) 構築期間

契約の日から令和3年2月28日まで

(4) 運用期間

令和3年3月1日から令和10年2月29日まで

※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

(5) 提案上限額

40,000,000円

(消費税及び地方消費税相当額並びにリース料その他経費を含む。)

2 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 令和2年度において海津市に入札参加資格の認定をされていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(3) 海津市から指名停止を現に受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第

- 6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) プライバシーマーク制度の認定を受け、かつISO27001の認証を取得していること。

4 選定スケジュール

年 月 日	内 容
令和 2年 6月15日(月)	実施公告
6月22日(月)正午まで	質問提出締切
6月25日(木)	質問回答
6月30日(火)17時まで	参加意思確認書等締切
7月 7日(火)17時まで	企画提案書等提出締切
7月20日(月)	審査等

5 その他

海津市文書管理システム構築業務プロポーザル実施要領及び海津市文書管理システム構築業務仕様書による。

6 書類提出及び問い合わせ先

海津市総務部総務課

住 所 〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地

TEL 0584-53-1111(代表)

FAX 0584-53-2170

Eメール somu@city.kaizu.lg.jp